高齢者虐待を防ぐために

令和5年度「集団指導」
川口市役所　長寿支援課

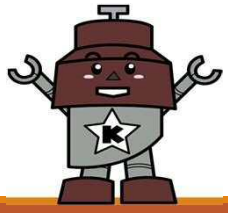

目次

・高齢者虐待（概要）

・養護者による虐待

・養介護施設従事者等による虐待

・最近の動向　その他

高齢者虐待（概要）

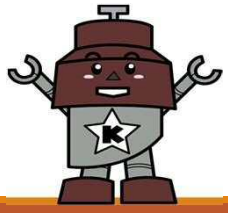

高齢者虐待とは？？

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより
権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が
損なわれるような状態に置かれること」

＊「高齢者」 65歳以上のものと定義
＊「養護者」 実際に居宅にて高齢者介護を担う者
（家族であるべきか否かは問わない）

高齢者虐待の対応機関

＊養護者のよる虐待 → 地域包括支援センター
＊養介護施設従事者等による虐待
→ 長寿支援課・介護保険課・福祉監査課

【関係法規】

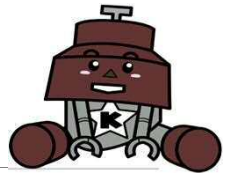

・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
（以下、「高齢者虐待防止法」）

・埼玉県虐待禁止条例

・川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

虐待通報は義務（努力義務含む）

・虐待の疑いでの通報は可能である。虚偽の虐待通報であっても罰則規定はない
・通報者の匿名性（守秘義務規定あり）
・事業所内での調査で虐待調査は終了ではない
→行政による調査の実施を

虐待行為の有無の判断・認定
⇒<u>行政が最終的に行う</u>

【件数と推移】

表１　高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和２年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和３年度	739 件	2,390 件	16,426 件	36,378 件
令和２年度	595 件	2,097 件	17,281 件	35,774 件
増減（増減率）	144 件（24.2%）	293 件（14.0%）	−855 件（−4.9%）	604 件（1.7%）

※1　介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
※2　高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
※3　調査対象年度（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）
※4　調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

図2　養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

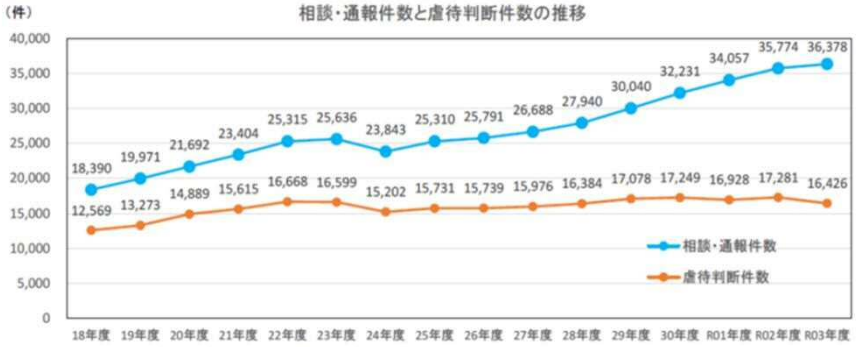

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

【通報件数と虐待認定件数について】

●養護者による虐待について、

相談・通報件数36,378 件、虐待判断件数16,426 件
➡相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は減少

●養介護施設従事者等による虐待について、

相談・通報件数2,390 件、虐待判断件数739 件
➡いずれも過去最多

【事実確認に留意点】

虐待の有無の判断も大切だが・・・。

・まずは「緊急性の判断」が重要
・命の関わるような案件であれば、救急通報であり、警察への通報が必要である
・一人では対応しない、同じ事業所職員、あるいは包括職員と一緒に動くこと
・事実を記録に、メモでも残すことが重要

具体的な支援

・警察・救急への連絡
・緊急ショートステイへの入所など一時避難
・成年後見制度などの活用
・介護保険サービスの積極的利用
・地域の見守り・声がけ
・疾病・障害への対応（治療）
・虐待者に対する相談・援助
・やむを得ない事由による措置

養護者による虐待について

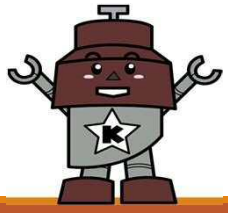

居宅における
被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

図15　被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

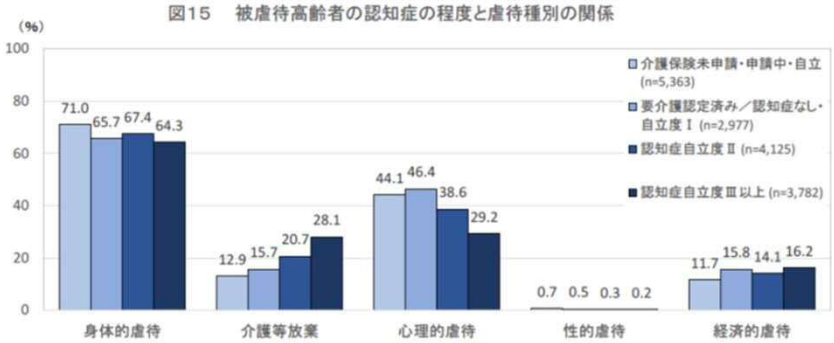

※介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

グラフから読み取れること・・・

・身体的虐待は介護度に関係なく虐待件数は多い（痣や傷等により発覚しやすい）

・心理的虐待は「認知症なし・自立度Ⅰ」が最も多く、それ以降、介護度が上がるとその件数は減少傾向にある

・介護等放棄は介護度があがると虐待に繋がりやすい

養護者による虐待発生要因

①被虐待者の「認知症の症状」

9,038 件（55.0%）

②虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」

8,615 件（52.4%）

③虐待者の「精神状態が安定していない」

7,993 件（48.7%）

④「被虐待者との虐待発生までの人間関係」

7,776 件（47.3%）

＊複数回答

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

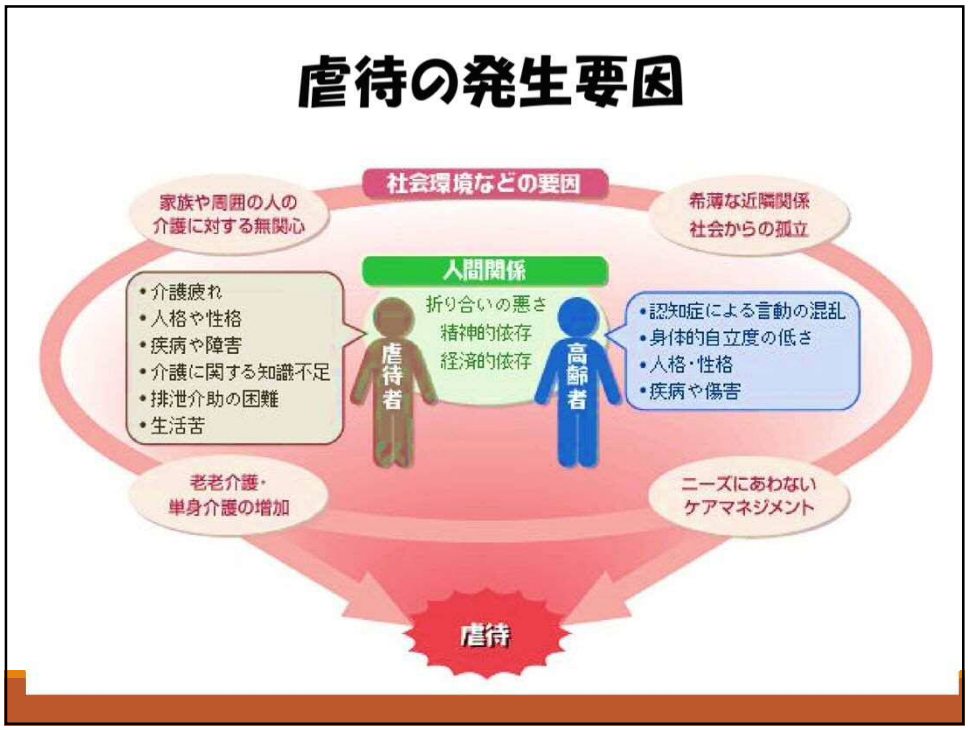
虐待の発生要因
社会環境などの要因
家族や周囲の人の
介護に対する無関心
希薄な近隣関係
社会からの孤立
人間関係
•介護疲れ
•人格や性格
•疾病や障害
•介護に関する知識不足
•排泄介助の困難
•生活苦
虐待者
折り合いの悪さ
精神的依存
経済的依存
高齢者
•認知症による言動の混乱
•身体的自立度の低さ
•人格・性格
•疾病や傷害
老老介護・
単身介護の増加
ニーズにあわない
ケアマネジメント
虐待

なぜ居宅介護による
虐待が起こるのか？
介護負担によるストレス
介護熱心（介護への依存）
疾病・老化を受容できない
介護による家族の構造の変化
過去の力関係の継続または逆転
介護者側、
高齢者側、
それぞれを
取りまく
人間関係、
地域の要因
在宅の
密室性
不適切な介護
適切な介護

高齢者虐待が生じている家族の特徴

・介護が必要になっても、今までのパターンを変えない
・地域や社会から孤立している
・必要な医療・サービスを拒否している
・家族構成員が自立できていない（家族に依存している）
・感情を他者に適切に表現できない
・病気や介護が必要な高齢者を受容できない
・介護者としての自分を受容できない

義務感からの介護

押し付けられた介護

パターン化した介護

養護者の態度からみられるサイン（１）

・冷淡な態度や無関心さがみられる
・世話や介護に対して、拒否的な発言がしばしば見られる
・他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる
・高齢者の健康や疾病に関心がなく、受診等を拒否する

養護者の態度からみられるサイン（2）

・過度に乱暴な口のきき方をする
・経済的に余裕があるにも関わらず、高齢者に対してお金をかけようとしない
・保健、福祉等の担当者に会うことを嫌い、理由をつけて面会などを拒否する

地域からのサイン

・高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物を投げつける音が聞こえる
・郵便物、新聞等がポストから溢れている
・近所付き合いが乏しく、交流の拒否を示す
・自宅前に座り込んだり、徘徊している姿が見られる
・高齢者の身なりが汚れている

（明確に虐待という分類ではないが・・・）

セルフネグレクトのサイン

・昼間でも雨戸が閉まっている
・電気、ガス、水道、家賃、TV受信料等の支払いを滞納している
・医療、介護、配食等必要サービスを拒否している
・新聞、郵便物、届け物等が放置されている
・物事や自分の周囲に関して極度に無関心になる
・「大丈夫」と言ってやんわりと拒否を示し、あきらめの態度がみられる
・室内、住居外にごみが散乱し、異臭を放つ

セルフネグレクトとは・・・

アルコール依存症や薬物依存症が「時間をかけた自殺行為」と称されているように、セルフネグレクトも時間をかけた自殺行為といえなくもない

「拒否をするから仕方ない、放っておくしかない」
⇒本当に、それでいいのか？

セルフネグレクトにある人は、拒否という形でしか己のニーズを表出できない人、他者を遠ざけることでしかSOSが出せない人
⇒だからこそ、支援が必要です

高齢者虐待事例
居宅介護編

※一部内容を脚色しています。

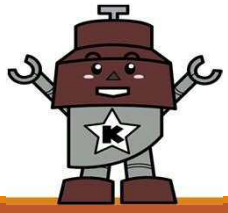

事例１　妻によるネグレクト・経済的虐待

支援開始経緯

通　　報　・外出中の脳梗塞により救急搬送・入院となり、
　　病院から包括支援センターに通報
世帯構成　・同世帯は本人と妻、長男の三人世帯
虐待内容　・高齢者の退院相談や医療費支払いに応じない
支援開始　・包括支援センターと行政が病院や自宅に訪問

⇒ネグレクトと経済的虐待と虐待認定して介入を開始。

世帯状況等について

高齢者 ・年金有、要介護2、認知症状は軽度で意思疎通可能
年金搾取のため、生活保護に相談

妻 ・支援機関からの電話には一切応じない

長　男 ・稼働収入有、妻と同様に連絡が繋がらない

親　類 ・県外に親類がいるが、具体的な協力は不可

支援内容

（包括支援センターによる支援）

・自宅への定期的な訪問

・退院後の施設探し

（長寿支援課による支援）

・やむを得ない事由による措置（老人福祉法第１１条１項2号）

・成年後見制度の市長申立

・年金振込先の変更

事例2　長男による虐待ケース（8050問題）

支援開始経緯

通　　報・介護保険認定調査員からの通報

・同居している長男から高齢の両親への虐待

・身体的虐待：蹴る、叩く

・心理的虐待：怒鳴る、暴言を吐く

世帯構成・同世帯は高齢者の両親と長男の3人世帯

・長男は精神障害者保健福祉手帳2級あり

（中等度知的障害、統合失調症）、長年引きこもり

⇒身体的、心理的虐待と認定し、支援を開始

事例2　長男による虐待ケース（続）

支援開始・包括支援センターへ同行訪問依頼

・長男支援のため、障害福祉課、障害者相談支援センターにも協力依頼

・高齢者宅訪問し、高齢者、長男個々に面接

支援経過・認定調査の中で高齢者の身体から痣や傷が発見され、分離について検討

・高齢者と長男、それぞれに対して介入・支援開始

世帯等背景について

・長男は長年引きこもり状態で、両親が長男の生活を支援

・高齢の父親の体調悪化、要介護状態により、問題が表面化

・両親と長男が共依存の関係

⇒被虐待者、虐待者それぞれに対して支援が必要と判断

支援内容

（包括支援センターによる支援）

・ケース会議等の調整、実施

・ショートステイ、施設入所について検討　⇒分離の実施

（障害福祉課、障害者相談支援センターによる支援）

・長男への支援

・障害福祉サービスの導入について検討

（居宅身体介護、ショートステイ、施設入所）

事例3　サービス利用を拒否するケース

支援開始経緯

通　　報・入所施設より包括支援センターへ相談

・高齢者は入所施設にて生活していたが、金銭負担を理由に無理やり施設から在宅に連れ戻してしまう

世帯構成・高齢者は要介護4、長男は生活保護受給中、同居高齢者は要介護3の3人世帯

支援開始・包括支援センターと行政、CMが同世帯を訪問

支援内容

（包括支援センターによる支援）

・当面は居宅介護利用のため、居宅介護事業者を選定

・定期的に訪問して状況確認し、施設入所の必要性を説得

（居宅介護事業者による支援）

・高齢者や同居家族の状況を確認し、包括支援センター等と情報共有

虐待防止にむけて（1）

・虐待を生む要因は介護ストレスだけではなく、高齢者の認知面含め健康面、養護者の健康面、経済面、家族構成員成育歴など様々あり、背景を理解することが大切

・虐待について早い段階で気付き、事業所内、関係機関と連携を図り支援に入る

・居宅事業所やCMのみで対応せず、包括支援センターや行政など関係機関と連携を図り支援に入る

虐待防止に向けて（2）

・養護者との関係に配慮して、虐待を黙認することはあってはならない

⇒ 通報すると関係性が崩れてしまうことへの憂慮があっても、高齢者を中心とした視点で関わる

・養護者を虐待者としてのみ位置付けず、養護者自身も支援が必要な対象として関わる

養介護従事者等における
虐待について

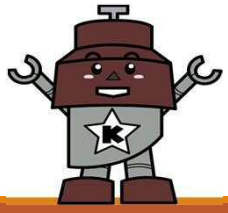

入所系施設における
被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

図7　入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

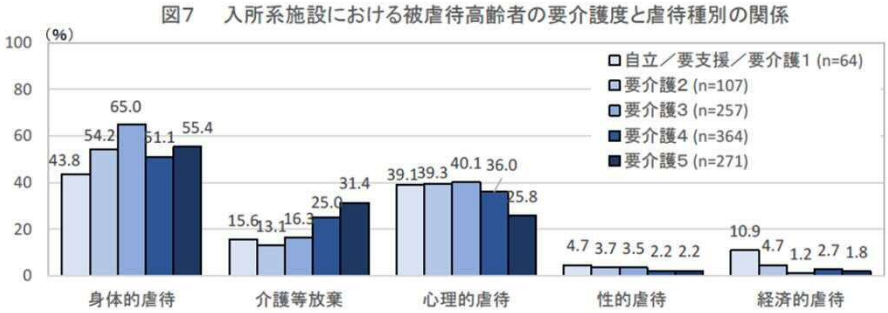

※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

グラフから読み取れること・・・。

・身体的虐待は介護度に関わらず生じている。

・心理的虐待は要介護3が最も多いが、それ以降、介護度が上がるとその件数は減少傾向にある

・居宅と同様、介護等放棄は介護度が高い方が多く生じている。

養介護施設従事者等による虐待発生要因

①「教育・知識・介護技術等に関する問題」
415 件（56.2%）

②「職員のストレスや感情コントロールの問題」
169 件（22.9%）、

③「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」
159 件（21.5%）、

④「倫理観や理念の欠如」
94 件（12.7%）　（複数回答）

出典:厚生労働省
令和3年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

令和3年度

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』

によると、

過去に虐待が発生している、もしくは、指導等を受けた介護施設等においては、繰り返し虐待や不適切な対応が発生している状況が確認されている。

養介護施設従事者等による虐待発生要因も踏まえて、

介護施設等においても、虐待防止に向けた組織的な対応を積極的に行う必要がある。

なぜ介護施設等で介護による虐待が起こるのか？

【身体拘束について】

・前提として身体拘束は虐待であり、禁止されている

・「やむを得ず」を安易に使うことがあってはならない。転倒などの事故防止の予防、他利用者等を害する行為の防止といった理由であっても対応策を十分に検討する必要がある。
その上で予測しがたい状況の変化が生じ、従前の対応では本人や周囲の生命・身体の保護が困難となったような場合でなければ、「緊急」「切迫」という表現を用いることは適当ではない。（続）

・身体拘束は「一時性」のものであり、身体拘束を行う以前に他の方法がなかったという「非代替性」が問われる。
また、そのような状態が常態化、頻回化するのであればそれは一時的な状態とは言えず、どのような対応を行うべきか十分に検討されなければならない。（続）

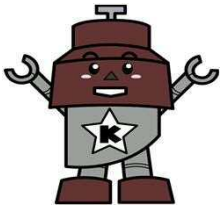

・委員会などを設けて要件の確認や判断を組織的客観的に行い、本人、家族等への十分な説明をした上で、必要なければ速やかに解除するという極めて慎重な手続きが必要である。

「身体拘束0」は目標ではなく、
より良いケアの通過点である

【3原則について】

1　切迫性

（本人や他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）

2　非代替性

（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない）

3　一時性

（身体拘束そのほかの行動制限が一時的なものである）

【やむを得ず身体拘束に至った場合には…】

＊身体拘束に至った経緯を残すこと
　→本人、家族等にきちんと説明をした上で、同意書等を得るなど必要な手続きを講じること

＊身体拘束解除に向けた取り組みを行うこと
　→日々のケアの中で、身体拘束解除に向けた検証を行い、速やかに解除を行うこと

＊介護ケア用品という位置づけで新しい福祉用具が生まれている。利用に際しては、事業所内で身体拘束に該当するか否か検討が必要である

高齢者虐待事例
養介護施設等従事者編

※一部内容を脚色しています。

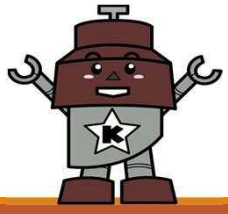

事例1　人員不足が背景にあるケース

通報者　：元当該介護施設職員

通報内容：入居者に対するネグレクト

・長期間、入浴できていない入居者がいる

背景　　：職員の退職、職員の増員がない等により、
必要な入浴介助が行えなかった

⇒施設の人員基準は満たしているものの、経験の浅い職員への指導やサポートが行えず、必要な支援が行われていなかった

入浴支援の記録と管理が適切に行われていなかった

調査結果、指導内容

調査結果：ネグレクトと認定

指導：施設には改善計画書の提出を依頼
・虐待対応マニュアル等の周知徹底
・職員全員に虐待防止に関する研修の実施
・虐待防止チェックリストの実施
・入浴支援等の支援状況の適切かつ正確な記録と管理

事例2　身体拘束が虐待認定となったケース

通報者　：匿名

通報内容：入居者に対する身体的虐待

・入居者が自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲っていた

・身体拘束における緊急やむを得ない場合の3要件（切迫性・非代替性・一時性）は満たしていた

⇒*しかし、、、*

調査結果、指導内容

調査結果：身体的虐待と認定

認定理由

・本人、家族等からの同意書を取っていなかった

⇒身体拘束の内容、目的、理由、拘束を行う時間及び解除する時間、期間等について詳細に説明し、十分な理解を得るようにしなければならない

※同意書の期間は最長でも3か月（3か月を超える場合は再度説明し、書面による同意を得なければならない）

調査結果、指導内容

認定理由

・身体拘束に関する記録がされていなかった

⇒【介護保険指定基準に関する通知】
「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする」
（２年間保存）

事例3　言葉遣いが不適切なケース

通報者　：匿名の施設職員より内部通報

通報内容：入居者に対する心理的虐待

・認知症のある入居者に対して、「ちょっと待ってて！」や、「動かないで！」とスピーチロックしている。

・入居者の安全確保を理由に、声掛けが大声になる、強い口調で注意する。

調査結果、指導内容

背景

・認知症の入居者が多いので、大きな声で伝えないと理解できない。

・大きな声で伝えたり厳しく注意しないと、入居者の安全確保が出来ない。

⇒ 「安全確保のためには、やむを得ない」との認識。

このような対応が不適切である、との認識が欠如している。

調査結果：心理的虐待と認定

指導内容

指導：施設には改善計画書の提出を依頼

・施設全体の意識改革が必要
・接遇を含めた高齢者虐待防止研修の実施
・虐待防止員会の設置と開催
・虐待対応マニュアルの周知徹底
・研修については資料及び所感を提出させること

虐待防止にむけて（1）

・介護理念、施設目標等を明確にする
・利用者、家族との信頼関係を築く
　⇒利用者、家族の言葉に真摯に耳を向け、積極的に
　　コミュニケーションを図る
・不適切なケアがあった時点で検証を行い、再発防止に
　努める（虐待の芽を摘む）
・連携が図れる職場環境づくり（風通しの良い施設運営）

虐待防止にむけて（2）

・職員教育を行い、接遇、介護技術の向上を図る
⇒研修等も行って終わりではなく、振り返りを行う機会を持つ
・職員の健康面の把握、ストレス改善を事業者主体で行う

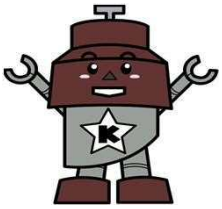

最近の動向・その他

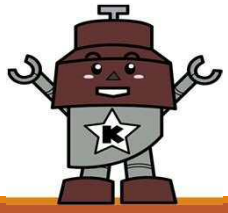

養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備

基準省令改正により、

令和3年4月1日から全ての介護サービス事業者を対象

<u>経過措置期間が令和5年度末で終了</u>

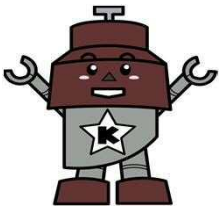

必要な体制整備

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること

②虐待の防止のための指針を整備すること

③虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

⇒義務化に伴い、期限内に体制整備が必要

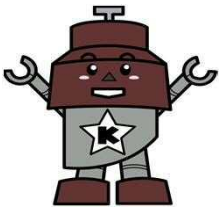

介護事故の報告について①

1. 提出が必要な場合

①死亡に至った事故

②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

③家族とトラブルになっている場合

④その他、各事業所で提出が必要と判断する場合

※提出が必要か判断に迷う場合は、提出するようにして下さい。

介護事故の報告について②

2. 提出期限

○第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発 生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

○その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い「7事故の原因分析」および「8再発防止策」等についても、作成次第提出すること。

※緊急かつ重大な事故が発生した場合については、概ね24時間以内に事故報告書を作成し、ご提出ください（例：事件性が疑われる死亡事故、虐待が疑われるもの、家族と重大なトラブルになっているもの、犯罪行為に関するもの等）

介護事故の報告について③

３．提出方法

メール、郵送、持参（介護保険課の窓口に設置している提出ボックスに投函）

※個人情報に係る事項が含まれますので、ファックスでの提出はしないでください。

メールアドレス：087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp

所在地：〒332-8601 川口市青木2-1-1（第一本庁舎2階）

介護保険課事業者係　宛

ご熟読いただき
ありがとうございました